

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯									
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯									
1	閣議の決定又は了解及びその経緯	①質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書 ②閣議を求めるとの議案文書及び閣議に提出された文書 ③答弁が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録 ・答弁案 ・案件表 ・配付資料 ・答弁書	閣議	質問主意書 質問主意書（〇年度）	20年	2 (1)①5 (3)	移管
		②基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（①に掲げるものを除く。）	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 ④行政機関協議文書 ⑤閣議を求めるとの議案文書及び閣議に提出された文書 ⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議議書の写し ・案件表 ・配付資料 ・官報の写し	閣議	基本的な方針 閣議決定等文書（〇年度）		2 (1)①5 (4)	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
2	個人の権利義務の得喪及びその経緯	①許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための議案文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等	個人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等 行政文書開示請求等（〇年度）	5年 (処分の効力が消滅する日を基準) 3年 1年未満	2 (1)①11(2)	廃棄
		②補助金等の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書 ②交付のための議案文書その他交付に至る過程が記録された文書 ③補助事業等実績報告書	・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	—	—	5年 (交付に係る事業が終了する日を基準)	2 (1)①11(4)	移管 廃棄
		③不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 ②情報公開・個人情報保護審査会関係文書 ③裁決書	・審査請求書の写し ・諮問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し ・裁決書	個人の権利義務の得喪	不服申立書等 不服申立書等（〇年度）	10年 (議決、決定その他の処分がなされる日を基準)	2 (1)①11(5)	廃棄 (但し以下については移管・法令の解釈その他の政策立案等に大きな影響を及ぼす事件に関するもの)
		④国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し ・判決書の写し ・和解調書の写し	—	—	10年 (訴訟が結ばれる日を基準)	2 (1)①11(6)	廃棄 (但し以下については移管・法令の解釈その他の政策立案等に大きな影響を及ぼす事件に関するもの)
3	法人の権利義務の得喪及びその経緯	①許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための議案文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等	法人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等 行政文書開示請求等（〇年度）	5年 (処分の効力が消滅する日を基準) 3年 1年未満	2 (1)①12(2)	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
		②訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から4の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書 ②訓令案・通達案、規則案・標準文書保存期間基準・公印規程案 ③官報公示に関する文書	—	—	—	10年	2(1)①④(2)	廃棄 (但し以下については移管・重要文書の整理及びその他の種類の整理又は改題のための決裁文書)
6	予算及び決算に関する事項	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する経緯(1の項②に掲げるものを除く。)	①概算要求調査等文書 ②税制改正要望関係資料	予算及び決算	予算要求	予算要求(○年度)	10年	2(1)①⑤(1)	廃棄
		②歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する経緯(1の項②に掲げるものを除く。)	①会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類 ②会計検査院の検査を受けた結果に関する文書 ③①及び②に掲げるもののほか、決算の提出に至る経緯が記録された文書 ④国会における決算の審査に関する文書	—	—	—	5年	2(1)①⑤(2)	廃棄
7	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する経緯	①大臣指示 ②機構要求書 ③定員要求書	機構定員要求	機構定員要求	機構定員要求(○年度)	10年	—	廃棄
8	国会及び審議会等における審議等に関する事項	①国会審議会等(1の項から7の項までに掲げるものを除く。) ②審議会等(1の項から7の項までに掲げるものを除く。)	①国会審議文書 ②審議会等文書	①議員への説明 ②趣旨説明 ③想定問答 ④答弁書 ⑤国会審議録	①国会審議 ②審議会等	①国会審議(○年度) ②〇〇会議(○年度)	10年	2(1)①②①(1) 2(1)①②①(2)	①廃棄 (但し以下については移管・大臣の演説に関するもの、公開とならざる限り無関係) ②廃棄 (但し以下については移管・審議会の議決の時期に関するもの「部会、小委員会等を含む。」)
9	文書の管理に関する事項	文書の管理等	①取得した文書の管理を行うための帳簿等 ②決裁文書の管理を行うための帳簿 ③行政文書、保有個人情報等の点検及び監査に関する文書 ④文書管理者等の指名に関する文書	—	—	—	5年 30年 3年	2(1)①②②	廃棄
10	国会の委員会からの資料要求等に関する事項	資料要求等に関する経緯(1の項から9の項までに掲げるものを除く。)	①国会の委員会からの資料要求等に関する文書 ②政党等からの資料要求等に関する文書	①提出資料 ②提出資料	①国会議員 ②政党等	①国会議員(○年度) ②政党等(○年度)	3年 1年	2(1)①②③	廃棄
11	内閣の庶務に関する事項	内閣の庶務に関する経緯(1の項から10の項までに掲げるものを除く。)	①公印の保管に関する文書 ②職員の厚生に関する文書 ③関係行政機関等との協議等に関する文書 ④関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書 ⑤各種調査等に関する文書 ⑥後援名義の使用承認に関する文書 ⑦団体(IOC、FIFA等)からの依頼に基づく政府保証等に関する文書	①届出書 ②福利厚生管理関係文書 ③協議資料 ④会議資料 ⑤調査依頼文書 ⑥報道発表資料 ⑦申請書 ⑧承認書 ⑨政府保証書等	—	—	30年 5年 3年 5年	2(1)①②⑤	移管 廃棄 移管 廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
		⑧陳情・要請に関する文書	・要望書	その他	陳情・要望等	陳情・要望等（〇年度）	1年		
		⑨内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書	・内閣官房HPに寄せられた意見				1年未満		
		⑩庶務を行う会議、出張等のロジに関する文書	・進行表 ・職員役割分担表						
		⑪内閣の庶務に関する照会等に係る文書のうち軽微なもの	・関係機関等への照会 ・関係機関等からの回答						
12 契約に関する事項	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	その他	契約関係	契約関係（〇年度）	契約が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)①/26	廃棄
<p>備考</p> <p>職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。</p> <p>・ 本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。</p> <p>・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第7条第9項） 第7条（略） 9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。</p> <p>(1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 (3) 出版物や公表物を編集した文書 (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書</p> <p>・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年9月1日総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。</p>									